

私たちの町の将来を考えてみましょう！



『合併に関する集落座談会』を開催しました。

十一月十一日から十二月五日までの期間に、合併に関する集落座談会が、持留地区集落を皮切りに、町内五十五か所において開催され、約千五百人の方が出席されました。

今回は、曾於南部合併協議会が示した『合併に関する集落座談会資料』や『新まちづくり計画』、また、『合併しなかった場合の大崎町財政計画試算表』などの説明が行われました。

『合併に関する集落座談会資料』では、曾於南部合併協議会設置までの経緯に始まり、概要から人口、土地利用、産業、行政、財政まで比較しながら四町の現在のすがたを理解していただきました。

合併協定項目の説明では、事務事業の調整の必要性や、協議の結果などが話されました。協議済みの事項や協議中の事項では、新しい役所本庁舎は有明町となり、大崎町役場は支所、野方支所は出張

所となること、小委員会等で決定していることの報告、町議会議員と農業委員会委員の任期の取り扱いでは、在任特例や定数特例の意見とともに設置選挙を望む意見があり、今回の説明会での住民の皆様の見解を参考に、小委員会ですらに慎重に検討していくというこの報告などがありました。

また、四町で合併することとなった場合、対等合併となることや合併期日は平成十七年一月一日を目標とすることが決定されていること、地方税の取り扱いや役場の一般職員や特別職の身分の取り扱い、電算システムの取り扱いなどについての説明がありました。

『新まちづくり計画』は、合併特例法に基づく様々な支援措置を受けるためのものであること、新しいまちのマスタープランとしての役割を果たすものであることなどが話され、将来像や基本理念、



各地域の振興方策、基本方向、ゾーン・ネットワークの設定についての説明がありました。

『合併しなかった場合の大崎町財政計画試算表』では、国庫支出金や県支出金、地方交付税の減額に対して、町職員二十五人の削減、建設事業費の二割強程度の削減などとともに、集落活動による環境整備など住民の積極的な関与によって、現段階の試算では、合併しなくても財政的にはやっていくことが可能であるということが説明されました。

今回の説明会では各会場に町議会議員の方々や大崎町代表の合併協議会委員の方々も多数参加され、住民の質問や意見に熱心に耳を傾けておられました。

座談会で出された質問・意見の一部を次のとおり紹介します。

